

平成14年10月17日
沖縄総合事務局

マスコミ各位

地域銀行における中小企業取引に関する取組状況
(財務局長会議における報告・討議要旨)

平成14年10月9日に金融庁において開催された全国財務局長会議において、各財務局から所管の地域銀行における中小企業取引に関する取組状況について報告が行われました。

今般、別紙1のとおり、金融庁から、本会議における報告・議事要旨が公表されましたので、公表資料を配布します。なお、別紙2については、本会議における当局管内の地域銀行の取組に関する報告要旨です。

(別紙1)

平成14年10月15日

金融庁

地域銀行における中小企業取引に関する取組状況

(財務局長会議における報告・討議要旨)

- 昨年4月の「緊急経済対策」、同10月の「改革先行プログラム」及び本年2月の「早急に取り組むべきデフレ対応策」において、金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決や中小企業に対する資金供給の円滑化が要請されています。

- これを受けた地域銀行の取組状況については、所管の各財務局において、本年8月～9月に財務局長が頭取からヒアリングを行うなどしてフォローアップを行い、10月9日の財務局長会議において、下記の項目について、結果報告及び討議が行われました。
 - 1. ミドルリスク・ミドルリターンのビジネスローンへの取組状況
 - 2. 債務者企業の業況改善支援（要注意先債権等の健全債権化等）
 - 3. 企業再建への取組状況（企業再建ファンドの活用を含む）

- 本資料は、各財務局からの報告及び討議の要旨を取りまとめたものです。

(注) 本資料は速報として取りまとめたものであり、精査の結果、今後変更があり得ます。

お問い合わせ先

金融庁監督局銀行第二課

TEL 03-3506-6000

曲淵（内線 3392）

園山（内線 3394）

地域銀行における中小企業取引に関する取組状況

1. ミドルリスク・ミドルリターンのビジネスローンへの取組状況

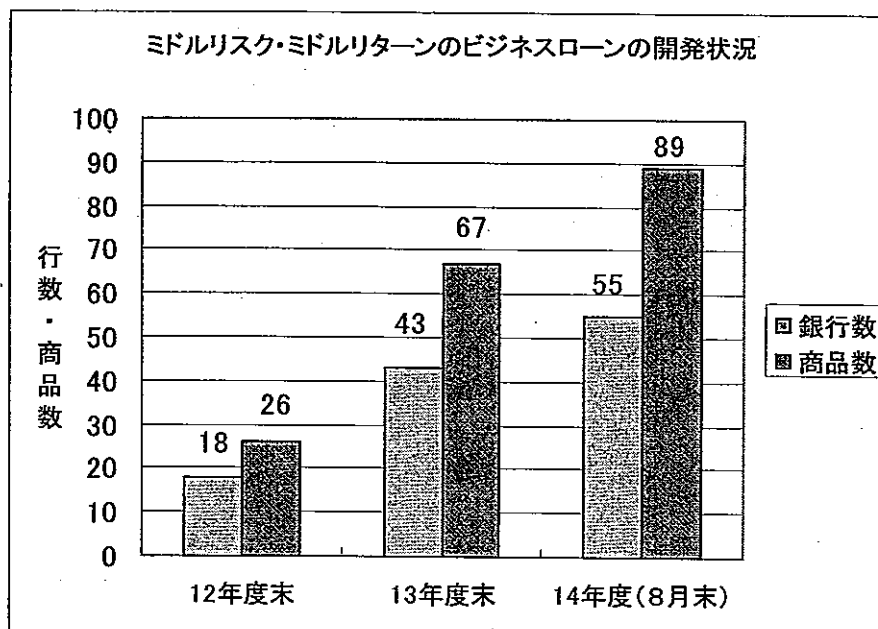
* ミドルリスク・ミドルリターンのビジネスローンの意義

「早急に取り組むべきデフレ対応策」（平成14年2月27日発表）において、中小企業に対する資金供給の円滑化のため、「不動産担保貸出を中心とする従来の融資に加え、無担保・無保証、迅速審査による事業者向け融資の創設等、これまでの金融機関にはない融資ノウハウを活用した新たな取組みを促進し、健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を図る」とされており、今回、このようなこれまでの金融機関にはない融資ノウハウを活用した、中小企業に対する資金供給の新たな取組事例をミドルリスク・ミドルリターンのビジネスローンとして取り上げた。

(1) 取組みの進捗状況

地域銀行においては、健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化のため、ミドルリスク・ミドルリターンのビジネスローン商品の開発についても積極的に取り組む銀行が増えている。

〈グラフ1〉 商品開発行数・商品数の推移（概数）



最近、急速に取組みが進捗しており、現在までに、半数程度の銀行が商品を開発済と

しており、商品数も89商品まで増加している。また、現在、商品開発を検討中とする銀行も30行ある。

(注) 上記計数は、ミドルリスク・ミドルリターンのビジネスローンの開発状況について銀行より報告を受けた計数を単純に集計したもの。(担保付、第三者保証付、信用保証協会保証付商品はいずれも含まない。)

(2) 地域銀行が取り扱っているミドルリスク・ミドルリターンのビジネスローンの概要

融資金額	融資期間	利率等	回答日
50万円～1500万円	1ヶ月以上2年以内	7%～12%	翌日～3営業日

(注) 信用リスクについては、銀行自らがスコアリングモデルによりデフォルト確率を算出することにより評価するものと、民間の信用保証会社の保証を付保するものがある。

(3) 需要に関する認識

- ・多くの銀行が、需要が見込まれるとしている。
(主な理由)・無担保・迅速審査という商品性
 - ・ノンバンク等で一時的な資金調達を行っている中小企業や銀行取引をしていない先の需要が見込まれる。
- ・他方で、採算が採れるロットを確保できるほどの需要はないとする銀行もある。

(4) 商品化、あるいは当該商品を収益源として発展させるための障害・課題及び対応策

ミドルリスク・ミドルリターンのビジネスローンの商品化、あるいは収益源として発展させるための障害・課題としては、①審査・債権管理のノウハウ不足、②信用リスクに見合った金利設定、③採算性の確保、④市場の開拓、⑤推進体制が不十分等が挙げられている。

これらの障害・課題については、多くの銀行が様々な取組みにより対応している。

- ① 審査・債権管理のノウハウ不足については、
 - ・ 自動審査システムの構築・精度向上
 - ・ 外部機関との提携による信用リスク情報の活用などリスク評価・管理に関する外部ノウハウの導入
 - ・ 外部の保証会社の保証を付保した商品化
 - ・ 審査及び事後管理体制を整備し、リスク管理を徹底

- ② 信用リスクに見合った金利設定については、
- ・ 自動審査システムの精度向上、審査基準の見直しを行い適正な金利を設定
- ③ 採算性の確保については、
- ・ 事務処理の集中化（営業拠点を限定し、電話、FAX等による推進、専担部門の設置）
 - ・ 審査のコスト抑制
- ④ 貸出期間が短期で融資金額も少額であることから、収益力強化のためには市場の開拓が必要との認識があるが、これについては
- ・ ダイレクトメールを活用した効果的な宣伝
 - ・ 申し込みチャネル（FAX、インターネット等）の多様化・商品ラインナップの充実
 - ・ 審査期間を短縮するなど利便性の向上及びアピール
- ⑤ これまでの融資スタンスからの意識改革が必要であるなど、推進体制が不十分との課題については、
- ・ 営業店に対する推進意識の啓蒙・行員への研修強化

2. 債務者企業の業況改善支援（要注意先債権等の健全債権化等）

* 債務者企業の業況改善支援の意義

「緊急経済対策」（13年4月6日 経済対策閣僚会議）において、「各金融機関に対し、要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備を求める」とこととされた。

この点に関する地域銀行の取組状況については、昨年10月10日、「財務局長会議における報告・討議要旨」としてとりまとめ、公表したところである。

なお、第二地方銀行協会においては、平成14年1月に「要注意先債権等の健全債権化策」をとりまとめている。更に、地方銀行協会においては、平成13年12月にとりまとめた「不良債権問題への抜本対応策」の中で広く不良債権の健全化、企業再生に向けた対応を取り上げている。

(1) 体制整備の進捗状況

イ) 各銀行における対応の状況

地域銀行においては、ほとんどの銀行で、専門組織を設置し、専担者の配置を行うとともに、本部と営業店とが連携して債務者の業況改善支援に取り組んでいる。なお、昨年体制整備を行った銀行についても、更に専門

組織の新設や専担者の増員を行っている銀行もある。

○ 各銀行における対応の状況（概数）

	13年10月	14年10月
① 専門組織の設置	84行	113行
② 専担者の配置	97行	115行
③ 本部と営業店との連携	102行	117行

□) 特徴ある取組の内容

昨年10月の財務局長会議報告・討議要旨において、地域銀行が債務者の業況改善支援の取組みを進めるに当たって難しさを感じる点として挙げられた「債務者の意識改革や理解を得るための工夫」「銀行の専門知識の蓄積や人材不足」等に対して、より踏み込んだ取組みを行っている銀行も多い。

① 債務者の意識改革や理解を得るための対応

- ・ 企業の代表者及び担当者と銀行の営業店長及び担当者による「経営者会議」を定例的に開催し、現状認識に加え、企業の中期ビジョンをも検討の上、改善計画を策定、検証
- ・ 債務者だけではなく、債務者の監査法人等を交え再建支援に向けての検討会を開催し、関係者の問題意識を共有

② 銀行の専門知識の蓄積や人材不足に対する対応

- ・ 監査法人・経営コンサルタント等との業務提携による事業再生策の提案
- ・ 経営コンサルタントを招き、業種特有の管理ポイント等を習得のために業種別セミナーの実施
- ・ 更なる経営指導による事業改善が可能と思われる先に、外部コンサルタントを紹介
- ・ コンサルタントとして銀行系列シンクタンクの活用
- ・ 債務者分析の結果及びその他の情報を営業店にフィードバックして、より緻密な改善計画をアドバイスできる体制を構築

③ その他

- ・ 企業融資部内に温泉旅館専担チームを設置し、温泉地域の活性化について県と協議

(2) 取組みの成果

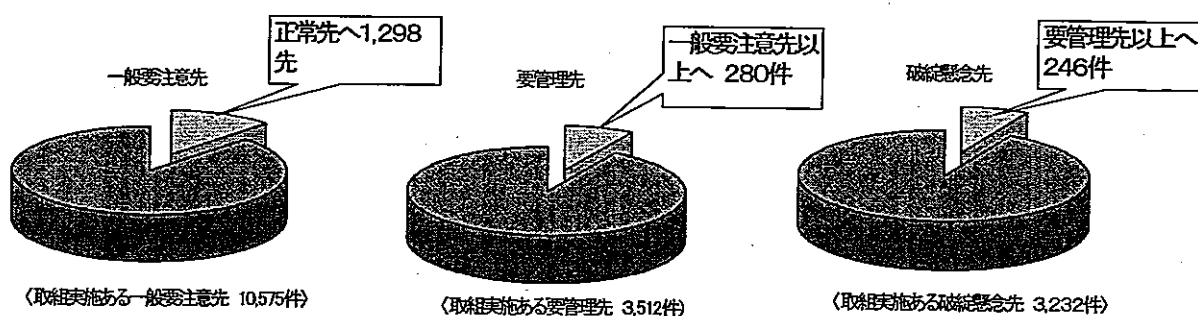
イ) 債務者区分がランクアップした先数の実績

地域銀行の債務者企業の業況改善支援取組み先のうち、債務者区分が上昇した先数を集計すると、以下の通りである。

○ 要注意先債権等の健全債権化等の実績 (概数)

取組実施先総数 17,319先
うち13年度においてランクアップした先数 1,824先

〈グラフ2〉 取組実施先におけるランクアップ実績の状況 (概数)



(注)

上記計数は、地域銀行が取り組んでいる業況改善支援先及び当該支援先のうち13年度に債務者区分が上昇した先について、銀行より報告を受けた計数を単純に集計したものである。

ロ) 債務者区分がランクアップした事例

○ 「債務者と銀行との間で経営改善に対する共通の認識が築かれたケース」

赤字が続いていた繊維機械製造業者と再建について話し合い、主力商品を産業機械にシフトするとの抜本的転換を図ることで認識を共有した。主力商品の転換を進めるなかで技術面で評価を受けたこともあり、受注が拡大、利益計上に至った。(破綻懸念先→一般要注意先)

○ 「債務者の経営改善に向けた意識改革に成功したこと」

経営改善や役員報酬について経費削減の余地がある赤字経営の債務者に対して、財務内容の分析、財務諸表の妥当性を相手方役員と検討した結果、販売管理費及び役員報酬の減額実施に成功。(一般要注意先→正常先)

○ 「銀行からの確かな助言がなされているケース」

取引先が1社であるため、運賃値引要請を受けざるを得ず、赤字転落となっていたが、業況悪化の要因を分析し、取引先の分散化、新規取引先開拓の強化、不採算営業

所の閉鎖等の助言を行ったことにより1社集中取引の解消によって採算性が向上し、業況が改善した。(要注意先→正常先)

ハ) 債務者の業況改善に大きく貢献したと考えられる要因

債務者の業況改善に大きく貢献した要因の主なものとしては、「債務者と銀行との間で経営改善に対する共通の認識が築かれたこと」や「債務者の経営改善に向けた意識改革に成功したこと」が挙げられている。

また、そうした前提の下で、財務内容悪化が軽度なうちに銀行からの確かな助言がなされることや経営改善計画の管理を徹底することも重要とされている。

(3) 地域銀行による評価

取組開始時期が早かった銀行においては、既に一定の成果が上がっていると評価する銀行もあるが、多くの銀行は、業況改善支援の体制整備が整って間もないこともあり、まだ目に見える成果には至っていないとしている。

なお、目に見える成果は上がっていないが、経営者の意識改革が図られ経営改善の方向性を見出せた等、改善の効果が現れつつあるとする銀行や、景況が厳しい中、少なくともランクダウンの防止には効果が上がっていると評価する銀行もある。

(4) 今後の取組み

地域銀行の取引先の中小企業については、その特性に鑑み、業況改善支援によって経営再構築・再生を図っていくことが望ましい。

今後、各地域銀行が債務者の業況改善支援を引き続き推進していく中で、経営改善する債務者が増加することが期待される。

3. 企業再建への取組状況

* 企業再建に向けた取組みの意義

「緊急経済対策」(13年4月6日 経済対策閣僚会議)において、「債務者が中小企業の場合であっても、各企業の実態等も十分に踏まえつつ、企業の再建及びそれに伴う不良債権のオフバランス化に取り組むことを要請する」とされている。

また、「改革先行プログラム」(平成13年10月26日 経済対策閣僚会議)において、主要行の破綻懸念先以下の債権のオフバランス化にあたり、①「債務者企業の再建可能性を的確に見極め、再建可能な企業については、極力、再生の方向で取り組む」、②「中小企業については、その特性も十分に考慮し、再生可能性、健全債権化について、キメ細かく的確な判断を行う」、③「債務者企業の取引先である健全な中小企業の連鎖的な破綻を招かないよう十分に配慮する」とされており、地域銀行もオフバランス化を進めるに当たっ

ではこの基準を踏まえて対応することが望ましい。

(1) 概要

地域銀行の破綻懸念先以下の債権のオフバランス化においては、中小企業特有の事情もあって、地域銀行が主体的に法的整理・私的整理という再建型処理を活用している事例は多くないのが実情である。

(2) 取組事例

イ) 地域銀行が主体的に私的整理ガイドラインに基づく再建や、民事再生法を利用した企業再建に取り組んでいる事例は以下の通りである。

〈私的整理ガイドラインを活用した事例〉

債務超過に陥った老舗の百貨店に対し、地元及び取引企業への影響を考慮し、①老舗の暖簾・屋号は残す、②他の百貨店がスポンサーとなることで同族経営を脱却、③金融機関に債権放棄を求めるものの納入業者等の一般債権者への影響を軽微なものとするため、私的整理ガイドラインによる再建計画を策定し、債権放棄及び増資を実施。

〈民事再生法活用の事例①〉

業況は堅調であった機械卸商社が手形詐欺による資金繰り破綻。しかしながら、本来業務に関しては、県内大半の商圈を確保していることもあって懸念なく、取引先の支援、再建のための体制が整備されていたことから、銀行としても民事再生手続による再建が可能と判断し、民事再生手続及び再生計画の策定に積極的に参加するとともに、再生計画策定中の資金支援も行った。

〈民事再生法活用の事例②〉

地元中堅公益企業が子会社の経営破たんの影響により経営危機に陥ったことを受け、メイン行として経営スタッフの人的支援を行い、行政機関や債権者の理解を得るとともに、地元サポートチームの構築に協力するなど、民事再生手続及び再生計画の策定に積極的に関与。

〈民事再生法活用の事例③〉

借入金負担が重く、景気低迷による売上不振から債務超過に陥り民事再生手続を申請したスーパー経営企業に対して、出向者による財務面の社内管理体制を構築し、経営陣の入れ替えによる責任の明確化、銀行主導により地元企業との取引による収益弁済型の自主再建を目指す再生計画を策定。

ロ) また、私的整理ガイドラインは、多数の金融機関に対して負担する過剰債務を整理するための手続であるとされている。これに対し、中小企業が少数の金融機関から債務免除などを受けて過剰債務の負担を軽減して再建するためには、特定調停法による特定調停手続を利用することが考えられるが、こうした事例も報告されている。

〈特定調停を活用した事例〉

地元3行で協調支援体制を確立していた大幅債務超過先については、抜本的な経営改善のために債権放棄が必要との認識は当事者間で一致していたものの、放棄額の調整が不調。そのため、裁判所が関与し、債務免除の透明性が確保される特定調停を活用。

ハ) 更に、債務者企業の健全な取引先の連鎖的破綻を招かないための取組事例も見受けられる。

- ・ 会社更生手続を行う企業の下請け先の連鎖倒産を懸念し、「対策支援チーム」を設立し、特別相談会を開催
- ・ 民事再生手続を申し立てた企業の納入業者の連鎖的破綻を招かぬよう、取引先をリストアップし、具体的な資金繰りを含めた「融資相談」を実施

(3) 再建型処理の成功要因

再建型処理の成功要因としては、①地域経済に与える影響が大きいなどの理由から債権者間での合意や取引先の支援が得られ易かったこと、②収益力がある業務部門があるなど再建計画に合理性が見出せたこと、③銀行が主要債権者として、再建スキーム策定、債権者間の調整等に積極的に関与したことなどが挙げられている。

(4) 今後の取組み

法的整理や私的整理による再建型処理に対する取組みについては、取引先の中小企業には適用しにくいという見方を示す地域銀行が多いものの、企業再生の観点から、地域銀行においても成功事例等の情報収集に努めること等により、再建型処理の可能性を検討していくことが期待される。

(参考) 企業再建ファンドへの取組状況

* 企業再建ファンドの意義

「改革先行プログラム」において、「日本政策投資銀行、民間投資家、RCC等に対し、企業再建のためのファンドを設立し、またはこれに参加するよう要請する。ファンドは、厳格な再建計画が策定され

た企業の株式（債務の株式化により銀行等が取得したもの）等を買取り、再建計画の実現を図る。また、ファンドの早期設立に向けて、関係各機関等との連携を強化するとともに、日本政策投資銀行からの出資のために必要な財源手当てを講ずることとする。」とされている。

（1）概 要

イ) 企業再建ファンドについては、我が国で導入間もない状況であり、主要行における取組みが始まったばかりである。従って、同ファンドの活用に関する地域銀行の取組姿勢としては、関係者から打診等の照会があった段階で検討したいとする銀行が多い。

ロ) 企業再建ファンド活用に当たっての問題点・課題として挙げられている主な事項は次の通り。

- ・ 地域銀行の取引先は中小・零細企業が多く、対象となるかどうか疑問
- ・ 企業再建の可能性を判断する際の基準が不明であり、厳格な再建計画を要求されると中小企業では策定困難
- ・ まだ事例が少なく、銀行のノウハウ不足

（2）地域銀行が企業再建ファンドによる企業再生に参加した事例

- ・ 民事再生手続により厳格な再建計画が策定された百貨店について、日本政策投資銀行（ファンド運営担当者）、地域銀行、取引先等が信託銀行を通じて出資（企業再建ファンド）し、再建していく。

（3）今後の取組み

企業再建ファンドという企業再生手法は、新しい手法であり、まだ取組事例が少ないものの、地域銀行においても成功事例等の情報収集に努めること等により、活用の可能性を検討していくことが期待される。

- 「緊急経済対策」(13年4月6日 経済対策閣僚会議)(抜粋)
 - 第2章 具体的施策
 - 1. 金融再生と産業再生
 - (1) 金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決
 - [1] 不良債権の抜本的なオフバランス化
 - 1) 原則
 - (中略)
 - (イ) 債務者が中小企業の場合であっても、各企業の実態等も十分に踏まえつつ、企業の再建及びそれに伴う不良債権のオフバランス化に取り組むことを要請する。
 - 4) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止
各金融機関に対し、要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備を求める。
- 「改革先行プログラム」(平成13年10月26日 経済対策閣僚会議)(抜粋)
 - 第2章 具体的施策
 - (1) 証券市場・金融システムの構造改革
 - (2) 不良債権処理の強化と金融の活性化
 - イ 資金供給の円滑化
 - ・民間及び政府系の金融機関に対し、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めるよう要請する(特別保証の償還期限時の取扱いを含む。)
 - (中略)
 - ハ RCC等による不良債権処理と企業再建
 - (中略)
 - ・日本政策投資銀行、民間投資家、RCC等に対し、企業再建のためのファンドを設立し、またはこれに参加するよう要請する。ファンドは、厳格な再建計画が策定された企業の株式(債務の株式化により銀行等が取得したもの)等を買取り、再建計画の実現を図る。また、ファンドの早期設立に向けて、関係各機関等との連携を強化するとともに、日本政策投資銀行からの出資のために必要な財源手当てを講ずることとする。
 - (中略)
 - ニ オフバランス化にあたっての配慮
 - 主要行の破綻懸念先以下の債権については、既存分は2年、新規発生分は3年以内にオフバランス化することとしているが、その際、以下の点に十分留意するよう改めて要請する。
 - ・債務者企業の再建可能性を的確に見極め、再建可能な企業については、極力、再生の方向で取り組む。
 - ・中小企業については、その特性も十分に考慮し、再生可能性、健全債権化について、キメ細かく的確な判断を行う。
 - ・債務者企業の取引先である健全な中小企業の連鎖的な破綻を招かないよう十分に配慮する。
 - 「早急に取り組むべきデフレ対応策」(平成14年2月27日発表)(抜粋)
 - 4. 貸し渋り対策等
 - (1) 中小企業に対する資金供給の円滑化
 - ② 民間金融機関からの資金供給の円滑化
 - 不動産担保貸出を中心とする従来の融資に加え、無担保・無保証、迅速審査による事業者向け融資の創設等、これまでの金融機関にはない融資ノウハウを活用した新たな取組みを促進し、健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を図る。

地域銀行一覽

所管財務局等	本店所在地	地方銀行協会加盟行(64行)		第二地方銀行協会加盟行(54行)	
北海道財務局	北海道	北海道		北洋(札幌北洋HD) 札幌(札幌北洋HD)	
東北財務局	青森県	青森	みちのく		
	秋田県	秋田	北都		
	山形県	荘内	山形	山形しあわせ 殖産	
	岩手県	岩手	東北	北日本	
	宮城県	七十七		仙台	
	福島県	東邦		福島 大東	
関東財務局	群馬県	群馬		東和	
	栃木県	足利		栃木	
	茨城県	常陽	関東	茨城 つくば	
	埼玉県	武蔵野			
	千葉県	千葉	千葉興業	京葉	
	東京都	東京都民		わかしお 東日本 東京スター 八千代	
	神奈川県	横浜		神奈川	
	新潟県	第四	北越	大光	
	山梨県	山梨中央			
	長野県	八十二		長野	
東海財務局	静岡県	静岡	駿河 清水	静岡中央	
	岐阜県	大垣共立	十六	岐阜	
	愛知県			愛知 名古屋 中京	
	三重県	三重	百五	第三	
北陸財務局	富山県	北陸	富山	富山第一	
	石川県	北國			
	福井県	福井		福邦	
近畿財務局	滋賀県	滋賀		びわこ	
	京都府	京都			
	大阪府	近畿大阪(りそなHD)	泉州 池田	関西さわやか 関西 大正	
	奈良県	南都		奈良(りそなHD)	
	和歌山県	紀陽		和歌山	
	兵庫県	但馬		みなと	
中国財務局	鳥取県	鳥取			
	島根県	山陰合同		島根	
	岡山県	中国		トマト	
	広島県	広島		せとうち(もみじHD) 広島総合(もみじHD)	
	山口県	山口		西京	
四国財務局	徳島県	阿波		徳島	
	香川県	百十四		香川	
	愛媛県	伊予		愛媛	
	高知県	四国		高知	
福岡財務支局	福岡県	福岡	筑邦 西日本	福岡シティ 福岡中央	
	佐賀県	佐賀		佐賀共栄	
	長崎県	十八	親和(九州親和HD)	長崎 九州(九州親和HD)	
九州財務局	熊本県	肥後		熊本ファミリー	
	大分県	大分		豊和	
	宮崎県	宮崎		宮崎太陽	
	鹿児島県	鹿児島		南日本	
沖縄総合事務局	沖縄県	琉球	沖縄	沖縄海邦	

(注1)破綻行を除く

(注2)()内は銀行持株会社名(HDはホールディングスの略)

地域銀行における中小企業取引に関する取組状況について (沖縄総合事務局)

1. ミドルリスク・ミドルリターン商品への取組状況

- ・ 沖縄県内には中小零細企業が多く、小口事業性資金の需要は高いと認識。
- ・ 管内の地域銀行は、既に商品を開発済で推進体制を確立している又は商品開発を検討中。

2. 債務者企業の業況支援(要注意先債権等の健全債権化)

- ・ 専担者の設置など体制整備を進めるとともに、中小企業診断士の配置や人材育成などスキルアップに取り組んでいる。
- ・ 要注意先債権等の健全化の実績(13年度)

一般要注意先	→	正常先	…	5先
要管理先	→	一般要注意先以上	…	1先
破綻懸念先	→	要管理先以上	…	4先
- ・ 成果に貢献した要因としては、債務者・銀行間の認識の共有、銀行の的確な助言を挙げている。
- ・ 今後、債権健全化に向けて、積極的に取組んでいく方針。

3. 企業再建への取組状況

- ・ 管内においては、現在までのところ地域銀行が主体的に再建型処理を行った具体的な事例はないが、専門部署において再生の可能性を検討する体制を整えているところもある。
- ・ 管内の地域銀行は、企業再建ファンドの活用について情報収集等に努める意向。